

個人情報保護に関する基本方針

長崎東高在京同窓会(以下「本会」という。)は、本会の事業活動を通じて得た個人情報について、その保護に努めることは、本会の重要な社会的責務であると認識し、次の方針に基づき、本会の取り扱う個人情報の保護に努めてまいります。

1. 個人情報の定義

個人情報とは、本会の会員等に関する情報で、氏名、住所、電話番号、卒業回生、卒業クラス等、当該本人を識別できる情報を指します。

2. 個人情報の利用目的

本会は、同窓会の案内や会報誌の送付など、本会会則第3条にある活動目的を達成する範囲内で、適正な個人情報の収集・利用・提供を行います。

3. 個人情報の第三者への開示・提供

本会の所有する個人情報は、法令に基づく場合や会員からの事前の同意を得た場合および幹事会が承認した場合を除き、第三者への開示・提示は行いません。

4. 個人情報の管理について

本会は、個人情報の正確性を保ち、これを安全に管理いたします。本会の保有する情報の管理の一部を外部に業務委託する場合は、必要かつ適正な契約に基づき、誓約書等厳正な手続きのもとに行います。

5. 本人による個人情報の開示等の請求について

本人による自己の情報についての開示・訂正・利用停止・削除などの要請があった場合は、誠実に対応します。

6. 組織・体制

本会は、個人情報保護管理責任者を置くとともに、個人情報の適正な管理を実施します。

個人情報保護取扱規程

この規程は、長崎東高在京同窓会(以下、「本会」という。)が保有する個人情報の取り扱いに関して必要な事項を定めることにより、個人情報の収集、利用、管理および保存が適正に行われることを目的とする。

第1条 (個人情報管理責任者)

1. 個人情報管理責任者は会長とし、本会の保有する個人情報保護について責任を負う。
2. 個人情報管理責任者は、個人情報取扱担当者を選任することができる。
3. 個人情報取扱担当者はその取り扱う個人情報保護について責任を負う。

第2条 (個人情報取扱担当者)

1. 個人情報取扱担当者は業務に応じて必要人数が選任され、担当業務の終了とともに解任される。
2. 個人情報取扱担当者は個人情報管理責任者の指示・命令のもと、個人情報のコンピュータへの入力・出力・管理及び個人情報を記載した帳票等を取り扱う。

第3条 (個人情報の取得)

1. 本会は次の各号に定める目的のため個人情報を収集する。
 - (1) 本会が発行する各種資料を本会会員へ送付するため。
 - (2) 本会が開催する同窓会等の行事を本会会員へ案内するため。
 - (3) 本会会員の依頼を受け会員相互の連絡を行うため。
2. 前項で収集する個人情報の範囲は、前項の規定により特定された利用目的を達成するため必要な限度を超えないものとする。
3. 個人情報を収集するに当たっては、適法かつ公正な手段により行うものとする。

第4条 (個人情報の利用)

本会の保有する個人情報の利用については、前条に定めた利用目的の範囲内とする。

第5条 (個人情報の正確性の確保)

本会の所有する個人情報は、利用目的の達成に必要な範囲内において、正確かつ最新の状態で管理するよう努力しなければならない。

第6条（個人情報の第三者への開示）

本会の保有する個人情報については、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、第三者へ開示してはならない。

- (1) あらかじめ本人の同意を得ている場合。
- (2) 利用目的の達成に必要な範囲内において、業務委託先等に個人情報を開示する場合。
- (3) 幹事会が承認した回生幹事等が、同期会など同窓会活動での連絡に必要が生じた場合。
- (4) 公的機関から法令に基づく照会を受けて開示する場合。
- (5) 個人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難な場合。

第7条（会員の個人情報利用）

1. 会員が会員相互の連絡のため本会の保有する個人情報を利用したい場合は、原則として、幹事会が承認した回生幹事等を通じて、個人情報取り扱い担当者に申請の上、幹事会が認めた場合に限り、情報を開示することができる。
2. 開示に関わる費用は、原則として申請者が負担する。

第8条（業務委託）

1. 本会の保有する個人情報の取り扱いを第三者へ委託する場合は、信頼のおける委託先を選定し、委託契約書上に提供した情報の委託業務以外への利用制限、機密保持の遵守および損害賠償義務に関する事項を定める等の措置を講じるものとする。
2. 第三者へ委託しようとする場合は、業務委託の内容、委託先、契約条項等について幹事会の承認を得るものとする。

第9条（開示等の請求）

当該本人から自己の情報に関して、開示、訂正、利用停止、削除などの請求があった場合、その請求内容が正当と認められるときには、合理的な期間内にこれを応じるものとする。

第10条（廃棄）

本会の保有する個人情報の廃棄および個人情報を記録した媒体の廃棄・転用は、次の各号に定める方法で行うものとする。

- (1) 帳票などの紙媒体はシュレッダーにかけるなどの方法を取り、完全に読み取り不能にして廃棄しなければならない。
- (2) 個人情報を記録したコンピュータ、記憶媒体を廃棄する場合は、再生不能にして処分するものとする。

第11条（報告義務）

個人情報不正に使用された場合は、個人情報取扱担当者は遅滞なく個人情報管理責任者に報告し、その指示を仰ぐものとする。

第12条（改定）

この規程は、幹事会の議決をもって改定することができる。

附則

この規定は平成25年4月1日をもって施行する。